

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行され、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

よって、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地を保全し活用するための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を図るため、下記事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、地方自治体・民間企業等の連携の下での半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等を加えること。また、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。
- 2 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付けを促す情報を提供するなど、国・地方自治体・民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。
- 3 農地の保全として、コスモスやヒマワリなどの景観作物の植栽等に利用できる多面的機能支払交付金や、レンゲなどの蜜源作物の植栽等に利用できる農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）について、民間企業等への適用範囲を拡大するとともに、予算の拡充を図ること。
- 4 人口急減に直面している地域において、地方自治体及び民間企業等の連携の下、地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業推進交付金が活用されるよう取り組むこと。また、荒廃農地を民間企業等が活用し、燃料用植物の栽培等に利用する耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣 宛て（各通）
国土交通大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田浩和

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。政府は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととした。

国際競争力を高め、生産性を向上させる上でも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市への過度な人口集中の緩和や、感染症等のリスクの低減も図れるとして、大きな期待が寄せられているところである。

よって、政府においては、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、女性デジタル人材育成プランの遂行において、自治体規模にあわせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業のあるせん、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けた全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 女性デジタル人材育成プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
デジタル大臣 宛て（各通）
男女共同参画担当大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田浩和

食料自給率の向上を求める意見書

農業は、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給していくことを基本的使命とし、水源の涵養、国土の保全、良好な景観の形成、文化の継承等の多面的役割も果たしており、我が国にとって重要な産業である。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の減少・高齢化、荒廃農地の増加、自然災害の頻発、経済のグローバル化など、厳しい状況にあり、農業生産の基盤が揺らいでいる。特に、気候変動に伴う近年の自然災害は、局地的な豪雨や異常な高温により、全国各地で農業にも甚大な被害をもたらしており、加えて、コロナ禍による外食産業の需要の減少や米価の下落などにより、生産者の経営環境は厳しさを増している。

こうした中、我が国の食料自給率は、令和3年度が38%（カロリーベース）にとどまっており、令和2年3月に策定された食料・農業・農村基本計画で、令和12年度に45%とする目標の達成には程遠い状況にある。

よって、政府においては、食料自給率の向上のため、また、我が国における食料安全保障の観点からも、下記事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 農業・農村が持続的に発展し、食料を安定的に供給できるよう、食料需要の変化への対応や産業基盤の強化を通じ、国内生産の維持・増大と農家の所得向上を図ること。
- 2 食料自給率や農業・農村に対する国民の理解を深めるため、米をはじめとする国産農産物の消費拡大や地産地消、食育などの取組を国民的運動として展開すること。
- 3 担い手の確保・育成、生産性を高める基盤整備、多面性機能の維持、スマート農業の推進など、食料自給率の向上のために必要となる予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣 宛て（各通）
経済産業大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田浩和

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

昨年3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後は、小学校にとどまるのではなく、中学校及び高等学校での35人学級の早期実施が必要である。きめ細かな教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が望まれる。

一方で、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和